

静岡空港 設置許可

<1>

運輸省は二十六日、静岡空港の設置を許可した。これを受けて県は、地元地権者会と用地補償協定を締結して、本格的な用地取得交渉に入り、二〇〇三(平成十五)年の開港を目指すことになるが、設置許可の取り消しを求める行政訴訟や立木トラスト運動などで徹底抗戦の姿勢を崩していない反対派住民の対応など課題は多い。設置許可は空港建設にとって大きな前進であることは間違いないが、開港までには幾多の難問も山積している。未同意地権者の説得や地権者の生活生業対策、新幹線新駅の設置問題、重い財政負担など今後の課題を追ってみたい。

「設備が許可されても、訴訟を起す。一つ目の権の損失が、同項第二号われわれの建設阻止の決要点は航空法第三九条第一項五号の許可要件「確実でない」に違反するとい

「設備が許可されても、訴訟を起す。一つ目の権の損失が、同項第二号われわれの建設阻止の決要点は航空法第三九条第一項五号の許可要件「確実でない」に違反するとい

「設備が許可されても、訴訟を起す。一つ目の権の損失が、同項第二号われわれの建設阻止の決要点は航空法第三九条第一項五号の許可要件「確実でない」に違反するとい

「生活者の利益」前面に

反対運動の行方

意地権者の決意は固く、定だが、島野幹事代表は「県の約束は全くの空手形」(島野幹事代表)とて、提訴は九月、ころにな



設置許可後に行政訴訟の取り組みを決めた静岡空港はいらない県民集会—静岡市の青葉公園

許可申請以来途絶えたまま必要、身近な福祉予算を削ることになり、公共の福祉に反する」と反論する。県が「公共の福祉」を主張した場合、石川知事のみを対象にした公開討論で福祉論の決着をうけるという展開もある(島野幹事代表)が、現

在ではほとんど可能性はない。建設予定地での立ち木トラスト運動への参加者は地元を中心に県民約千四百人に膨らんだ。運営する「榛原オオタカの森トラストの会」(吉添輝雄代表)と、「空港に反対する地権者・住民の会」(松本吉彦代表)は、所有地に活動の拠点となる木造平屋の「トラストの家」の建設に着手した。面積は十一平方メートル。吉添代表は「豊かな自然に親しみ、野鳥などを観察できる建物。会員を中心に、環境を守ろうという人たちの交流の場にした」と話す。「県民が無関心なまま、ずさんな計画に基づいて空港が造られるのが一番怖い」と島野幹事代表。県民世論の喚起のために、「生活者の利益」を前面に出して、行政訴訟を含めたあらゆる反対活動を繰り広げていくという。